

改定版

# 北九州市安全・安心条例

## 第2次行動計画

### (アクションプラン)

(令和2年度～令和6年度)

令和3年4月

北九州市

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定に当たって</b> . . . . .	<b>1</b>
	1 計画策定の趣旨	
	2 計画の位置づけ	
	3 計画期間	
	4 計画とSDGsとの関係	
<b>第2章</b>	<b>これまでの取組と課題</b> . . . . .	<b>3</b>
	1 これまでの主な取組(平成27年度～令和元年度)	
	2 これまでの目標達成状況	
	3 課題	
<b>第3章</b>	<b>計画の目標及び方向性</b> . . . . .	<b>14</b>
	1 目指す姿	
	2 具体的な目標	
	3 施策の方向性	
	4 計画の体系図	
<b>第4章</b>	<b>計画の主な事業</b> . . . . .	<b>24</b>
	方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進	
	(1)安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等	
	方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築	
	(1)地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面)	
	(2)安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面)	
	方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実	
	(1)青少年等の非行等からの立ち直り支援	
	(2)安全・安心に関する相談及び支援体制	
	方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信	
	(1)安全・安心に関する情報の提供	
	(2)安全・安心なまち北九州市の情報発信	
	特に配慮すべき対象への主な安全対策	
	(1)子どもの安全対策	
	(2)女性の安全対策	
	(3)高齢者の安全対策	
	(4)障害者の安全対策	
	<b>補足</b>	
	1 性暴力を根絶するための取組の推進	
	2 犯罪をした者の立ち直り支援	
<b>第5章</b>	<b>計画の推進</b> . . . . .	<b>49</b>
	1 推進体制	
	2 効果検証	
<b>参考資料</b>	. . . . .	<b>50</b>
	1 北九州市安全・安心条例(条文)	
	2 北九州市安全・安心推進会議委員名簿	
	3 用語解説	

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

### 〔安全・安心行政の歩み〕

本市では、平成26(2014)年7月に、安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承することを目的とした「北九州市安全・安心条例」を制定し、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画を策定することとしました。その後、平成27(2015)年8月に、「北九州市安全・安心条例行動計画(以下「第1次行動計画」という。)」として、具体的な3つの目標や4つの方向性に基づく施策等を定め、「日本トップクラスの安全なまち」「誰もが安心を実感できるまち」を目指した取組を推進しています。

その結果、令和元(2019)年には、本市の刑法犯認知件数が、平成14(2002)年のピーク時に比べ、約85%の減少(6,127件)となりました。また、防犯パトロール活動への参加者は、3万9千人を超え、目標の2万人を大きく上回るなど、一定の成果を上げることができました。

一方、体感治安においては、「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合が増加していますが、目標の90%には達していません。また、市民意識調査における市政要望においては、「防犯、暴力追放運動の推進」が、前年度の5位から9位へと順位が下がりましたが、依然として上位10位以内で推移しており、安全・安心に対する市民意識が高いことがうかがわれます。

### 〔新たな行動計画の策定〕

本市の刑法犯認知件数は、減少していますが、自転車盗や万引きに代表される窃盗犯は、高止まりで推移しており、その対策が急務となっています。また、全国の検挙者に占める再犯者の割合は、平成30(2018)年に48.8%となっており、安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止への取組も必要不可欠となっています。

そこで、この計画では、これまでの施策のほか、「自転車盗・万引き行為防止対策の推進」・「性暴力を根絶するための取組の推進」・「犯罪をした者の立ち直り支援」の3つの施策を新たに加えます。

引き続き、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者(以下「市民等」という。)が「安全・安心なまちづくり」を共に考え、一体となって総合的・継続的に取組を進めていくことで、「安全・安心なまち北九州」を実現してまいります。

また、この計画の推進を通して「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に貢献します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、北九州市安全・安心条例第25条の規定により市が定める「安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画」として策定します。

また、本計画を再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条に定める地方再犯防止推進計画として位置づけるものです。

## 3 計画期間

計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

ただし、この計画は、アクションプランとして、事業の進捗状況及び効果を検証した上で、毎年度事業の見直しを行うものとします。

## 4 計画とSDGsとの関係

### ■SDGs(持続可能な開発目標)とは

- ◎ 2015年9月の国連のサミットで、すべての加盟国が採択した世界の開発目標です。
- ◎ 発展途上国のみならず、先進国も取り組むこととしています。
- ◎ 2030年までの目標であり、17のゴール、169のターゲットに取り組んでいきます。
- ◎ 日本全体で取り組む達成すべき課題とその目標であり、北九州市も自治体として、市民や企業、団体などと連携し、SDGsの達成に向けて取り組んでいきます。

### ■計画とSDGsのゴールとの関係

この計画では、北九州市安全・安心条例の基本理念に基づく4つの方向性の施策を通して、SDGsのゴール達成に向けた取組を推進します。

方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進									
3 すべての人に健康と福祉を	5 ジェンダー平等を 実現しよう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう				
方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築									
4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう				
方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実									
3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信									
11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう						